

令和7年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年2月25日(水) 午後2時
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室
 開 会 令和8年2月25日(水) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1.伊藤 正敏	○	2.酒井 温司	×	3.丹羽 保宏	×	4.横井 満之	○
5.中野 浩光	○	6.三宅 正恭	○	7.石塚 晴郎	○	8.岩田 房喜	○
9.鈴木 正	○	10.後藤 善一	○	11.星野 清明	○	12.水野 格廉	○
13.小島 慶久	○	14.木村 実勇喜	×				
農地利用最適化推進委員							
15.鈴木 朝明(北部)	○	16.渡邊 由美子(西部)	×	17.堀田 啓(南部)	○		

計 13 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治
 主 事 高味 俊夫
 主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第29号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件
 議案第30号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件
 議案第31号 農用地利用計画変更の申出 …… 3件

(2) 報告案件

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 2件
 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 5件
 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 13件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。

しかし、まだまだ寒い日もありますので、委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してください。

では、只今から、令和7年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。2番の酒井委員と3番の丹羽委員、14番木村委員より事前に欠席の連絡がありましたが、11名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は渡邊委員より事前に欠席の連絡がありましたが、2名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番中野 浩光（なかの ひろみつ）委員と7番 石塚 晴郎（いしづかはるお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。それでは、【議案第29号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。事務局に説明を求めます

事務局 議案書1ページをご覧ください。申請番号R7-16、申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、耕作している農地が近隣であるため一体的な利用をし、農業経営の拡大をしたい譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、トラクター、田植機、軽トラ、草刈り機、稲刈り機及び耕運機をそれぞれ1台ずつ所有しております。主な従事者は4人で、本人の従事日数は150日、経営面積は9,364㎡です。申請地への通作距離は6km、通作時間は自動車です。

譲受人は新規就農者ではないためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、この地域は開発が進んでいるため、農業経営の拡大に合っているのか不安ではありますが、現時点の許可申請

については問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 30 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 3 件について議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページの申請番号 R7-16 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は配偶者と共に現在名古屋市内に居住しています。今後、家族が増えること等を考え、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

将来親の介護をすることも考え、本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つかず、途方に暮れていたところ、祖母が持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー (ア) -a- (b) インターチェンジから概ね 300m 以内にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になります。

小島委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-17 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市にて鋼材の販売・加工を営む法人です。年々増加する

需要に対応すべく、本社工場を拡張し、従業員を増員する予定です。現在、本社工場敷地にも従業員用の駐車場があり、工場敷地拡張のため使用できなくなります。また新規増員予定の従業員用の駐車場も確保する必要があります。

そのため土地を探しておりましたが、市街化区域内では、希望する土地が見当たらず、市街化調整区域内ではありますが、本社工場から近く、既存の駐車場と隣接しているため、所有者へ相談したところ、承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりで、周囲は宅地に囲まれています。

土地利用計画図をご覧ください。

6台分の駐車場です。申請地は砂利敷により整地し、雨水は敷地内に浸透させます。乗り入れは既存のものを補強して使用することです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

小 島 委 員 この案件の地元は小島委員になりますが、

会 長 問題ございません。

小 島 委 員 他にご意見などありませんか。

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 続きまして、申請番号 R7-18 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、清須市にて土木・とび・塗装や舗装工事を営む法人です。申請者は仮足場工事を主な業務として行っており、受注が年々増加しています。しかし、需要が増加するにつれ、足場資材の保管場所がなく資材が不足して、受注を断ることができています。そのため、新たな資材置場の

確保が急務となりました。

複数の土地を検討しましたが、希望に沿う土地が見当たらず、市街化調整区域ではありますが、既存敷地から近く、所有者より承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－a－（b）インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。

配置は図の通りです。雨水は透水性舗装で浸透させ、周囲はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。周りの側溝については、東側の乗り入れ部分のみ側溝を入れ替えるとのことです。

また、北西には現在給水栓バルブがありますので、西側の農地へ移設をしていただきます。移転先の農地の土地所有者からの了承はいただいているとのことです。

なお、この案件の担当は木村委員ですが、申請代理人であるため、事務局が現地確認をしており、問題ありません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

伊 藤 委 員 このエリアは何でもできてしまうのですか。

会 長 ここは貝塚遺跡があるので構築物が建てるにあたり、難しい地域になります。

伊 藤 委 員 申請者はどんな企業ですか。

また、雨水浸透は浸透式で全て問題ないのでしょうか。

事 務 局 土木・とび・塗装や舗装工事などを行っている会社になります。雨水浸透阻害行為許可申請は透水性舗装による浸透で提出しているとのことです。

会 長 事務局の説明が終わりました。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第31号】農用地利用計画変更の申出3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 この案件は清須市長宛に、農用地の利用計画変更の申出がされ、関係機関である農業委員会に意見を求めるものです。

今回は3件あり、計画に関わる資料を議案書とは別に机上配布しております。なお、こちらについては個人情報保護の観点から、総会後は持ち帰らずに机上に置いたままでお願いいたします。

それでは議案書3ページ、議案第31号 申請番号R7-6をご覧ください。

所在、地番、地目、面積、申出者及び所有者は議案書のとおりです。分家住宅の建築計画です。

机上の資料、右上、ピンク色で「農振 R7-6」と書かれた資料をご覧ください。まず1枚目が市内の農振地域の全体図、2枚目に詳細な位置図です。3枚目が土地利用計画図、4枚目が排水図面、5枚目が立面図となります。

西側が宅地となっており、南側は道路、北側は分筆後の残った農地。東側の地権者には事業内容を説明し、同意を得ている旨の報告を受けております。

申出者は現在あま市内で夫と2人で居住していますが、本年11月に出産予定です。現在の居住地が手狭になるため、住宅建築を計画しました。申出者夫婦には自己所有地はなく、土地を探しましたが、見つからなかったため、申出者の父が所有する本申出地を選定しました。

それでは、農振除外の6つの要件についての事務局における判断を説明いたします。

要件第1号の農地の代替性についてですが、事業目的に適切な土地は他になく申出位置以外に代替性はないため、問題ありません。

第2号の地域計画への影響についてですが、地域計画の策定地域ではないため、問題ありません。

第3号の農用地の集団化、効率化への影響ですが、西側はすでに農振除外が済んでおります。東側に農地がありますが、地権者にはすでに事業内容は説明をしており、同意を得ているため、農用地の集団化、効率化への影響を阻害することはない、問題ありません。北側の残る農地は引き続き、農地として利用します。

第4号の利用集積への影響ですが、この地域にて集積計画等はありませんので問題ありません。

第5号の土地改良施設等への影響ですが、該当施設がないため問題ありません。

第6号の整備事業から8年以上経過しているかについてですが、昭和54年には場整備事業が完了しており、8年以上経過しているため問題ありません。

他法令の確認状況ですが、尾張建設事務所建築課にすでに相談を行っており、担当の確認済みと報告を受けております。

また、農地区分は第2種農地と判断しており、許可できる案件となります。

この案件については、以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。

三宅委員 この案件の地元は三宅委員になりますが、問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-7 をご覧下さい。

所在、地番、地目、面積、申出者及び所有者は議案書のとおりです。分家住宅の建築計画です。

机上の資料、右上、ピンク色で「農振 R7-7」と書かれた資料をご覧ください。まず1枚目が市内の農振地域の全体図、2枚目に詳細な位置図です。3枚目が土地利用計画図、排水経路図、4枚目が立面図となります。東側は宅地で、北側農地については地権者の同意を得ており、西側農地については、事業者及び本家が引き続き農地として利用します。

申出者2名は、令和7年10月に入籍し、現在は清須市とあま市に居住しています。新居を探していたところ、将来、家族が増えることも考え、住宅建築の計画を立てました。申出者夫婦には自己所有地はなく、土地を探しましたが、見つからなかったため、申出者の一人である夫の父が所有する本申出地を選定しました。

それでは、農振除外の6つの要件についての事務局における判断を説明

いたします。

要件第1号の農地の代替性についてですが、事業目的に適切な土地は他になく申出位置以外に代替性はないため、問題ありません。

第2号の地域計画への影響についてですが、地域計画の策定地域ではないため、問題ありません。

第3号の農用地の集団化、効率化への影響ですが、東側はすでに農振除外が済んでおります。北側に農地がありますが、地権者にはすでに事業内容は説明をしており、同意を得ているため、農用地の集団化、効率化への影響を阻害することはないと、問題ありません。西側の残る農地は引き続き、農地として利用します。

第4号の利用集積への影響ですが、この地域にて集積計画等はありませんので問題ありません。

第5号の土地改良施設等への影響ですが、該当施設がないため問題ありません。

第6号の整備事業から8年以上経過しているかについてですが、昭和54年には場整備事業が完了しており、8年以上経過しているため問題ありません。

他法令の確認状況ですが、尾張建設事務所建築課にすでに相談を行っており、担当の確認済みと報告を受けております。

また、農地区分は第2種農地と判断しており、許可できる案件となります。

この案件については、以上です

会長 事務局の説明が終わりました。

三宅委員 この案件の地元は三宅委員になりますが、問題ございませんが、7-6、7-7 に関しまして区画整理事業地内の予定地であるため担当の課にも情報共有をお願いいたします。

事務局 申し出があった時点で整理事業の担当と問題がないか確認した上で農業委員会に出しております。

伊藤委員 区画整理事業に問題はないですか。

事務局 区画整理事業の担当に確認したところ、現段階で、区画整理事業の土地利用計画案はありますが、あくまで案の段階のため、これを理由に断ることは出来ないと回答をいただいております。

申出者にも確認したところ、現段階の区画整理事業の土地利用計画案は承知の上でこの申出を行うとの事でしたので受けさせていただきました。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。
続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-8 をご覧下さい。
所在、地番、地目、面積、申出者及び所有者は議案書のとおりです。分家住宅の建築計画です。
机上の資料、右上、ピンク色で「農振 R7-8」と書かれた資料をご覧ください。まず 1 枚目が市内の農振地域の全体図、2 枚目に詳細な位置図です。3 枚目が土地利用計画図、排水経路図、4 枚目が立面図となります。北側は水路で、東側が市道。南側、西側農地については、事業者及び本家が引き続き農地として利用します。
申出者は、現在は稲沢市に居住しています。子供の成長に伴い手狭になってきており、新居を探していました。申出者夫婦には自己所有地はなく、土地を探しましたが、見つからなかったため、申出者の祖母が所有する本申出地を選定しました。
それでは、農振除外の 6 つの要件についての事務局における判断を説明いたします。
要件第 1 号の農地の代替性についてですが、事業目的に適切な土地は他になく申出位置以外に代替性はないため、問題ありません。
第 2 号の地域計画への影響についてですが、地域計画の策定地域ではないため、問題ありません。
第 3 号の農用地の集団化、効率化への影響ですが、北側は水路、東側は市道になっており、宅地化が進んだ区域に隣接しています。西側と南側の農地については事業者及び本家が引き続き農地として利用するため、効率的・総合的利用に影響はありません。
第 4 号の利用集積への影響ですが、この地域にて集積計画等はありませんので問題ありません。
第 5 号の土地改良施設等への影響ですが、該当施設がないため問題ありません。
第 6 号の整備事業から 8 年以上経過しているかについてですが、昭和 54 年には場整備事業が完了しており、8 年以上経過しているため問題ありません。

せん。

他法令の確認状況ですが、尾張建設事務所建築課にすでに相談を行っており、担当の確認済みと報告を受けております。

また、農地区分は第2種農地と判断しており、許可できる案件となります。

この案件については、以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になりますが、

星 野 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【報告第25号】農地法第18条第6項の規定による通知2件、【報告第26号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件及び【報告第27号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出13件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知2件説明いたします。申請番号R7-11についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知がされたものです。同日で5条届出を受け付けております。担当は鈴木正委員です。

鈴 木 正 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きまして、申請番号R7-12についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知がされたものです。担当は三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。報告第26号農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件を説明します。申請番号R7-39についてです。所

在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は賃貸住宅です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-40 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら共有者間での所有権移転のため同日 5 条届出を受付しております。また、清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当是三宅委員です

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-41 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら共有者間での所有権移転のため同日 5 条届出を受付しております。清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-42 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は小島委員です

小島委員 問題ございません。

事務局 議案書 6 ページをご覧ください。申請番号 R7-43 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。報告第 27 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を説明します。申請番号 R7-109 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水、福田悪水土地改良区決済賦課金が該当しており、同日に 18 条の通知を受け付けております。担当は鈴木正委員です。

鈴木正委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-110 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は丹羽委員ですが、事前に問題ないと聞いております。

続きまして申請番号 R7-111 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして申請番号 R7-112 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。申請番号 R7-113 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水土地改良区決済賦課金が該当しております。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-114 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら再転用の案件になります。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-115 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は動物病院建築です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 昨年の農地パトロールで緑区分に指定しましたが、今回の所有権移転で解消されるということで問題ございません。

事務局 続きまして議案書 9 ページをご覧ください。申請番号 R7-116 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は動物病院建築です。担当は伊藤委員です。

伊藤委員 申請番号 R7-115 と一体利用とのこと。問題ございません。

事務局 申請番号 R7-117 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら共有者間での所有権移転のため同日 4 条届出を受付しております。清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-118 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら共有者間での所有権移転のため同日 4 条届出を受付しております。清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当是三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-119 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りで

す。転用事由は住宅建築です。担当は丹羽委員ですが、問題ないと聞いております。

続きまして議案書 10 ページをご覧ください。申請番号 R7-120 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-121 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら宮田用水土地改良区決済賦課金が該当しております。担当は小島委員です。

小島委員 問題ございません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 3 月 25 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1、第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 11 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____